令和　　年　　月　　日

確認書のイメージ

協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

*株式会社山口労働*は、*令和５年１２月○日*付けで*労働者代表○○○○*と締結した「労働者派遣法第30条の４第１項の規定に基づく労使協定」(労使協定の有効期間：*令和６年１月１日から令和６年１２月３１日*)（以下「協定」という。）について、別紙のとおり、当該協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、職発0829第１号「令和６年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の４第１項第２号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）の第２に定める「一般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

事業主名：*株式会社山口労働*

*代表取締役　○○　○○*

*（注）協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、適用年度ごとの一般賃金の額と同等以上であることの確認にあたっては、能力・経験調整指数や地域指数、一般通勤手当の更新等に伴う確認漏れを防ぐ観点から、別紙のように具体的な額等を記載して比較することが望ましいこと。*

*なお、協定の記載における表現は様々であることから、表形式により比較することは必ずしも必要なものではないが、一般賃金の額と同等以上であることを適切に確認すること。*

*確認書があったとしても、協定対象派遣労働者の賃金が、一般賃金の額と同等以上となっていない場合には、指導等の対象となること。*

別紙：協定対象派遣労働者の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

１．一般基本給・賞与等

　以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、通達第２の１に定める一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。

| 等級 | 職務の内容 | 協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額 |  | 令和５年度適用の対応する一般賃金の額  (山口  ：0.915) | 令和６年度適用の対応する一般賃金の額  （山口  ：0.918） | 対応する一般の労働者の能力・経験 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ａ  ランク | 上級一般事務（人事・企画等の管理に係わる高度な事務全般） | 1,650～ |  | 1,609 | 1,614 | 10年 |
| Ｂ  ランク | 中級一般事務（応用の利いた事務全般） | 1,430～ | **≧** | 1,384 | 1,389 | ３年 |
| Ｃ  ランク | 初級一般事務（基本的な応接及び機器操作） | 1,120～ |  | 1,089 | 1,093 | ０年 |

２．一般通勤手当

協定に定める協定対象派遣労働者の通勤手当が、通達の第２の２（２）「一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合」により、一般通勤手当と同等以上を確保していることを確認しました。

３．一般退職金

以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の退職金が、通達の第２の３（２）「一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合」により、一般退職金と同額以上を確保していることを確認しました。

以上